

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますのでご相談ください。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度ご相談ください。

＜お問合せ先＞東通村税務住民課（☎ 27-2111）、年金事務所（☎ 22-2278）

### 水道メーターの交換について

水道メーターは、計量法により使用期限が8年間と定められています。

水資源サービス課では、毎年、使用期限を迎える水道メーターの交換取付を無料で行っています。

本年度は11月下旬まで、下記地区のうち水道メーター交換の対象となる世帯に、村から委託を受けた水道工事業者が伺って交換作業を実施します。

なお、交換作業は約30分程度を要し、その間は断水となりますのでご協力をお願いします。

＜対象地区＞

向野、桑原、襦部、古野牛川、尻屋、尻労、猿ヶ森、上田屋、下田屋、小田野沢、老部、白糠、里